

## 証明書発行依頼要領（その他メーカー用）

一般社団法人 日本レストルーム工業会

### 1. ご依頼に当たって

事前に中小企業庁の経営強化法による支援 (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) のページを必ずご確認ください。

### 2. 対象製品について

当工業会が証明書を発行するのは、次の製品だけです。それ以外は発行しておりませんので、ご注意ください。

対象製品	生産性の項目
節水大便器※1 (温水洗浄便座一体形を含む)	洗浄水量※2
節水小便器※1	洗浄水量
温水洗浄便座	年間消費電力量※3

※1：洗浄水量が特定できないものは対象外

※2：大洗浄の使用水量

※3：省エネ法2012年度基準にて試算

### 3. 申請に必要なもの

#### 1) 証明書

当工業会の「会員以外のメーカーの製品に関する証明書発行について」のページから、「①中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書(様式1)」をダウンロードし、記載例を参考に必要事項を記入、捺印して下さい。なお、証明書は「設備型式(製品品番)毎」に必要です。

#### 2) チェックリスト

同様に「②チェックリスト(様式2)」をダウンロードし、記載例を参考に必要事項を記載して下さい。

#### 3) エビデンス資料(製品が証明書発行のための該当要件を満たすことを確認できる資料)

当該製品と1代前モデル※4につきそれぞれ用意下さい。また、「エビデンス資料説明書(エビデンス資料が何を確かめるものか説明するもの)」も付けて下さい。詳しくは、1) 2) 同様にサイトの「③要件を満たすことを証明するエビデンス」の「エビデンス説明」から「証明書・チェックリストとエビデンス資料との関係について」をダウンロードして、ご確認ください。

#### ※4 「1代前モデル」

当工業会では、生産性の項目に関する指標数値の変更を伴うモデルチェンジをする前のモデルを指します。

#### 4) 定額小為替(証明書発行手数料)

2,000円分の定額小為替を証明書発行手数料として申し受けます。受取人欄は空白のままとして下さい。なお「定額小為替料金」については、ご負担下さい。

#### 5) 返信用封筒

証明書送付先の住所を記載し、280円分の切手を貼付して下さい(「特定記録郵便」にて発送します)。

### 4. 申請関係資料の送付先

上記3の1)～5)を次の宛先までお送り下さい。

〒461-0002 愛知県名古屋市中区代官町39-18 日本陶磁器センタービル2F

一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口宛

### 5. その他

資料を受領後、記載内容に不備がなければ、概ね1ヶ月以内に、発行手数料の領収書を同封の上、証明書を発行いたします。

以上

証明書の記入要領

(様式1)

(一社) 日本レストルーム工業会指定用紙

工業会で記入します

このままで、変更しないで下さい。

整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

「製品品番」と、設備当該設備が設置される場所「会社名・事業所名」を記入して下さい。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	建物附属設備
	設備の種類又は細目	衛生設備
	設備の名称	節水大便器/節水小便器/温水洗浄便座
	設備型式	ABC-XX002
	本社名・事業所名	株式会社海山商事 名古屋本社
該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2017年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2018年度(注2) ②-① = 1年 1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

当該製品の販売開始年(①)と当該製品の取得(設置)予定年(②)を記入下さい。②-①が14年以内であることが要件となります。

チェックリスト(様式2)で、当該製品が旧モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上に該当することを確認し、○を付してください。

どの要件にも「1. 該当」に○が付く場合に限り、「該当要件への当否」に○が付きます。

「代表者氏名」「印」欄の代表者は、「代表取締役」に限らず、部門長等、当該設備が該当要件を満たすことを証明することが出来る、然るべき役職の方であれば可。なお、印は「インク浸透印」でなく、朱肉印をご使用下さい。

本件証明書申請に当たり、問合せに回答いただける方をご記入下さい。

証明書発行後、「経営力向上計画」又は「先端設備導入計画」の認定申請書の記載から変更があった場合に、設備取得事業者が記入するものです。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日  
〒461-0002  
愛知県名古屋市東区代官町39番18号  
一般社団法人 日本レストルーム工業会  
専務理事 天池 洋一 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 2018年 6月 29日  
製造事業者等の名称 株式会社ABC  
製造事業者等の所在地 ○○県○○市1-2-3  
代表者取締役 ○○ ○○ 印  
担当者氏名: ○○ ○○  
所属: 株式会社ABC XY支店  
担当者連絡先(電話番号): XXX-XXX-XXXX

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

変更事項(注3)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

【本証明書に関する注意事項】  
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。  
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。  
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

## 証明書裏面

記入した証明書の裏面に忘れずに印刷  
して下さい。  
特に追加で記入する項目はありません。

### 税制措置の対象設備に関する留意事項 (中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：  
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 固定資産税の措置に関する注意：  
(1)経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に所在する場合、対象業種に限定があります。  
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>  
(2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

#### <参考> 税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※3）	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1）	全て（※4）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※2）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。